

更別村農業委員会議事録

令和7年 第9回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和7年9月26日

更別村農業委員会会長 斗澤博幸

1. 開催状況

(1) 開会日 令和7年9月26日 (13時25分開会、14時15分閉会)

(2) 場所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 (出席12名、欠席 0名、遅参 0名)

出欠	席番	職名	氏名	出欠	席番	職名	氏名
出席		会長	斗澤博幸	出席	6	委員	藤澤典幸
出席	1	委員	高橋秀範	出席	7	委員	日光裕信
出席	2	委員	本多正芳	出席	8	委員	家常直輝
出席	3	委員	早坂正直	出席	9	委員	田中篤
出席	4	委員	細川隆則	出席	10	委員	瀬田川憲吾
出席	5	委員	井上仰	出席	11	委員	高橋英樹

(4) 議事録署名委員

9番 田中委員 10番 瀬田川委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上祐明 主任 西村悠佑
村産業課 産業課長 高橋祐二

(6) 議件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について (結果報告)
- 議案第1号 現況証明願について
- 議案第2号 職権による地目変更登記の通知について
- 議案第3号 地域計画における目標地図の素案の作成について
- 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地
利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第6号 農用地の利用関係の調整について

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

(7) その他

- ① 地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の日程について
- ② 十勝農業委員会連合会の要請活動に伴う要望の取りまとめについて
- ③ 令和7年第10回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。早いですが、皆さんお集まりですので、ただ今から
令和7年第9回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定
足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致
します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会長】 皆様お疲れ様です。何かと忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます
います。我が区には、まだ金時しか終わってない方もいますので、焦らず
にやっていただきたいと思います。

本日ですが、報告事項3件、議案8件となっております。慎重審議のほど
お願い申し上げまして開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。9番 田中委員、
10番 瀬田川委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。8月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係、内容は議案のとおりです。

続いて給付関係、内容は議案のとおりです。老齢年金裁判請求書（旧制度、新制度）、特例付加年金裁判請求書は、65歳到達により年金受給の手続きを行ったものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願いいたします。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか?
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次にまいります。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。8月定例総会議案調製以降、3件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

1件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

続いて2件目、内容は議案のとおりで、こちらも各要件を満たしていることを確認しております。

続きまして3件目です、内容は議案のとおりで、こちらも各要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか?
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整について、結果報告をお願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整、結果報告について説明致します。

8月定例総会以降の農用地利用調整委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借3件の利用調整を行っております。

内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、利用調整委員長を務められました藤澤委員より報告をお願い致します。

【藤澤委員】 番号1番ですけれども、担当委員として私藤澤が委員長になりまして、高橋英樹委員、高橋秀範委員、家常委員とともに利用調整を行いました。これといって問題もなく、このとおりになりました。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件についてよろしいでしょうか?
(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(4) 議案第1号 現況証明願について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、現況証明願について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第1号、現況証明願について説明致します。
今回6件の願出がありましたので、それぞれ証明してよろしいか審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。1頁に願出地の図面を付けております。

2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。2頁に願出地の図面を付けております。

3 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。3 頁から 5 頁に願出地の図面を付けております。

4 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。6 頁から 8 頁に願出地の図面を付けております。

5 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。9 頁に願出地の図面を付けております。

6 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。10 頁に願出地の図面を付けております。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員を含む 3 名の委員にお願いをしております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、まず 1 件目の地区担当の本多委員の方より報告お願い致します。

【本多委員】 昨日の 9 月 25 日に藤澤委員、家常委員とともに現地を確認してきました。現地は住宅用地や通路に活用されているところと、以前から耕作できていない、何も使用していないところであり、現状畠としては活用されておりません。現況に合わせて地目変更することが妥当と、藤澤委員、家常委員とも意見が一致しております。

【議長】 次に、2 件目の地区担当の日光委員の方より報告お願い致します。

【日光委員】 9 月 23 日に現地を確認してきました。現地は住宅用地として使われているものであり、現状畠としては活用されておりませんでした。現況に合わせて地目変更することが妥当と、高橋英樹委員、瀬田川委員とも意見が一致しております。

【議長】 次に、3 件目の地区担当の一人目の細川委員の方より報告お願い致します。

【細川委員】 9 月 22 日に現地を確認してきました。現地は住宅用地や施設用地に活用されているところであり、現状畠としては活用されておりません。現況に合わせて地目変更することが妥当と、高橋秀範委員、田中委員とも意見が一致しております。

【議長】 次に、3件目の地区担当の二人目の藤澤委員の方より報告お願ひ致します。

【藤澤委員】 9月25日に現地を確認してきました。現地は施設用地に活用されているところであり、現状畠としては活用されておりません。現況に合わせて地目変更することが妥当と、本多委員、家常委員とも意見が一致しております。

【議長】 次に、4件目の地区担当の細川委員の方より報告お願ひ致します。

【細川委員】 9月22日に現地を確認してきました。現地は住宅用地や通路に活用されているところであり、現状畠としては活用されておりません。現況に合わせて地目変更することが妥当と、田中委員、高橋秀範委員とも意見が一致しております。

【議長】 次に、5件目の地区担当の細川委員の方より報告お願ひ致します。

【細川委員】 9月22日に現地を確認してきました。現地は通路に活用されているところと、山林となっているところであり、現状畠としては活用されておりません。現況に合わせて地目変更することが妥当と、高橋秀範委員、田中委員とも意見が一致しております。

【議長】 次に、6件目の地区担当の田中委員の方より報告お願ひ致します。

【田中委員】 9月22日に現地を確認してきました。現地は以前から耕作できていない何も使用していないところであり、現状畠としては活用されておりません。現況に合わせて地目変更することが妥当と、細川委員、井上委員とも意見が一致しております。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、まず1件目について、何かご意見ご質問等があれば、お願ひ致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか?
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。
次に、2件目について、何かご意見ご質問等があれば、お願ひ致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。
次に、3件目について、何かご意見ご質問等があれば、お願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。
次に、4件目について、何かご意見ご質問等があれば、お願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。
次に、5件目について、何かご意見ご質問等があれば、お願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。
次に、6件目について、何かご意見ご質問等があれば、お願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。

(5) 議案第2号 職権による地目変更登記の通知について

【議長】 それでは次に進みます。議案第2号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第2号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。
公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に
対しまして職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願います。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。11 頁から 13 頁に図面を付けております。

現地調査につきましては、担当委員にお願いをしております。

【議長】 それでは、現地確認いただいた家常委員の方より報告をお願いします。

【家常委員】 9月 22 日現地に赴き、畠として利用されていることを確認しましたので、地目変更登記を行う事が適切であると判断いたしました。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、この件について、ご意見ご質問があれば、お願いします。
(質疑等無)

【議長】 なければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか?
(「はい」の声)

【議長】 それでは通知するものと致します。

(6) 議案第 3 号 地域計画における目標地図の素案の作成について

【議長】 次、議案第 3 号、地域計画における目標地図の素案の作成について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第 3 号、地域計画における目標地図の素案の作成について説明致します。

農業経営基盤強化促進法第 20 条の規定により、更別村から地域計画における目標地図の素案の提出を求められましたので、別紙（案）のとおり作成してよろしいか審議をお願いするものです。

地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた、地域計画を市町村が策定するにあたって、新たに 10 年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図の素案を農業委員会が作成するとされており、今年 1 月の総会において村内全地区の目標地図の素案を作成したところですが、この目標地図を含めた地域計画については、農業における各種制度や補助事業と紐づけされているため、それらとの整合性が求められておりまして、必要に応じて計画の変更が必要となります。

計画の変更にあたっては、事後の変更が可能なものと、事前の変更が必要なものがあり、農地や農業用施設用地など、農業上の利用についての変更については、事後ということで、年 1 回程度にまとめて変更手続きで対

応できますが、公共用地や農家住宅など、農業外の利用については、事前の変更が必要となります。

先月の定例総会で審議いただいた、農業振興地域整備計画の変更と農地法第5条の農家住宅の建築がこれに該当しまして、本来は先月の定例総会において、この地域計画の目標地図、農業振興地域整備計画、農地法の3つで一体的に審議するところでしたが、事務局と産業課の認識不足で、地域計画の手続きが漏れていきましたので、今回地域計画の変更手続きを行うものです。

議案の次の頁は、該当する地区の地域計画に係る変更後の目標地図の案となっております。また議案資料14頁に変更に係る目標地図案の該当部分の拡大図を付けております。今回農家住宅とする部分について、耕作者ごとの色分けから除外するものです。

前回の議案で、農振の手続きと農地法の手続きの議案で審議した部分を、改めてこの地域計画の地図から落とすというものとなっております。敷地の左下側の畠になっている部分が、元々は色がついていたところですが、色がついている地図から落として、地域計画の畠から落とすという変更になっています。

なお、高橋英樹委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、議事参与の制限があります。議案審議の際には一時退室をお願いいたします。

(高橋英樹委員退室)

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ありますか？

【事務局長】 先ほども話しましたが、本来は前回の時に、一体的に行うもので、地域計画の色から落とす、農振の変更をする、農地法の手続きをするというものがワンセットでやるべきだったのですが、この手続きが制度改正後初めての手続で、認識が不足しておりましたので、一月遅れましたが、改めて審議いただくことになりました。

これからは、農家住宅に関しては、毎回事前に手続きが必要となります。農業施設用地はこの地図は事後処理が可能で、農振と農地法の手続きはその都度必要になります。

【藤澤委員】 目標地図で落としても、畠としてまるわかりになってしまふ感じになりますが、農地として使っている感じです。

【事務局長】 地域計画の目標地図では、畠として位置づけないことで整理することになります。

【藤澤委員】 除かれるから問題ないということ？

【事務局長】 除かれてなおかつ、もちろん理由があつて除くので、今後畠として活用しないということについて、地域計画の地図で整理するということです。

【議長】 よろしいですか？

【藤澤委員】 はい。

【議長】 他になければ、この内容で素案とすることとしてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それではこの内容で素案とすることと致します。

(高橋英樹委員入室)

(7) 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 それでは次に進みます。議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。利用権設定1件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

こちらは、経営移譲の時点では山林だったので先代の名義のままでしたが、その後に畠になっており、職権による地目変更登記をおこなっていたところですが、現在の経営主への使用貸借の手続が行われていなかつたため、今回手続きを行うものです。

議案資料をお願い致します。15頁に図面を付けております。16頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、17頁左側の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、19頁の「法令の遵守の状況等」。ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生

するおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員にお願いをしております。

【議長】 それでは、現地確認いただきました藤澤委員より報告お願い致します。

【藤澤委員】 9月25日現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。特に問題なかったです。

【議長】 それでは、これから審議に入っていただく訳ですが、時間を取って議案の資料の方に目を通させていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか？資料に目を通していただけたでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、この件について、ご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(8) 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

【議長】 それでは、次に進みます。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明致します。

中間管理法に基づき農地中間管理機構に対して下記の利用権設定等5件の農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の1件目、内容は議案のとおりで、報告第3号で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の2件目、内容は議案のとおりで、報告第3号で報告した件の公社の貸し付けの1件目です。

賃貸借の3件目、内容は議案のとおりで、報告第3号で報告した件の公社の貸し付けの2件目です。

賃貸借の4件目、内容は議案のとおりで、報告第3号で報告した件の公社の貸し付けの3件目です。

賃貸借の5件目、内容は議案のとおりで、こちらは7月の定例総会で、農業公社への買入を審議した案件です。

以上、促進計画に登載するためのものであり、中間管理法第18条第5項で規定する各要件であります基本方針及び事業規程への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、まず賃貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願ひします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

続いて賃貸借2件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願ひします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

続いて賃貸借3件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願ひします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

続いて賃貸借4件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願ひします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

続いて賃貸借5件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願ひします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

(9) 議案第6号 農用地の利用関係の調整について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第6号、農用地の利用関係の調整について説明お願ひ致します。

【事務局長】 議案第6号、農用地の利用関係の調整について説明致します。農地中間管理事業規定第8条の規定に基づき申出があった農用地について、利用関係の調整を行ってよろしいか審議をお願いいたします。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料20頁に図面を付けております。

2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料21頁、22頁に図面を付けております。

なお、1件目は従前と変わりない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

また、2件目は関係者全員の委任状が提出されております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件につきまして利用調整を行ってもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、利用調整をするものと致します。併せて、1件目は従前と変わりがないので、書類利用調整という形で進めたいと思いますが、よろしいでしようか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは利用調整委員を選ばせていただきます。2件目については関係者全員の委任状が提出されているということで、1件目とあわせて利用調整を行うことにしますので、1件目、2件目、ともに、高橋英樹委員、本多委員、瀬田川委員、田中委員お願いします。

利用調整委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしようか？
(「はい」の声)

(10) 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 それでは次へ進みます。議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。

売買2件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料23頁、24頁に申出地の図面を付けております。

2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料25頁に申出地の図面を付けております。

【議長】 ただ今説明があったとおり、売買2件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしようか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、あっせんをするものと致します。
それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。
1件目、2件目、ともに、細川委員、早坂委員、井上委員、家常委員。よろしくお願い致します。

※あっせんの日程調整

【議長】 それでは1件目、2件目のあっせん委員会を10月8日 13時30分から

ということで、それぞれあっせん委員の方よろしくお願ひ致します。

(11) 議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第8号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明お願ひ致します。

【事務局長】 議案第8号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明致します。まず議案資料26頁をご覧ください。全国農業会議所から、今年度において農業委員会による不祥事が相次いで発生しており、農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取り組みの徹底が求められています。

当委員会においても令和2年1月の定例総会において、法令遵守の申し合わせ決議を行っているところですが、改めて毎年取り組むこととし、決議をお願いするものです。

決議の内容について読み上げます。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年9月26日、更別村農業委員会。

申し合わせ決議の内容は以上です。

【議長】 それでは、この件について、ご意見ご質問があればお願ひ致します。

【瀬田川委員】 ちなみに、違法的な事って何があったの？

【事務局長】 全国的な事ですが、不法投棄などです。いずれにしても、権限があるところなので、何かあれば法律を守ってくださいと言われますので。そういう事を気にしてくださいという趣旨です。

【議長】 他にあればお願ひ致します。

(意見等無)

【議長】 特になれば、この内容で決議してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは決議するものと致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の日程について

【議長】 それでは、その他の方へ移らせていただきます。その他の1番目、地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の日程について、説明をお願い致します。

※ 議案資料28頁～30頁にて説明。11月20日の予定

(2) 十勝農業委員会連合会の要請活動に伴う要望の取りまとめについて

【議長】 それでは、他の2番目、十勝農業委員会連合会の要請活動に伴う要望の取りまとめについて、説明をお願い致します。

※ 議案資料31頁～50頁にて説明。意見等があれば10月7日までに事務局へ

(3) 令和7年 第10回農業委員会定例総会について

※第10回定例総会は、10月24日（金）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 これで定例総会を終わります。お疲れさまでした。